

小学校音楽科における教育用楽器としての合奏用アコーディオン —1958（昭和33）年『小学校学習指導要領』までの資料の検討を中心に—

渡邊 佐恵子*

The Accordion as an Educational Instrument in Elementary School Music Ensembles — Focusing on Examining Materials Predating the 1958 “Courses of Study for Elementary School” —

Saeko WATANABE*

【要旨】

本研究では、戦後の器楽教育で用いられた合奏用アコーディオンについて、その規格や発売時期を調査し、教育用楽器となった経緯を検討した。その結果、1950（昭和25）年7月の以下の3つの出来事が関連していることが判明した。

1. 『教育音楽』で、合奏用アコーディオンの規格についての記事が掲載される
2. アルト、テナー、バスの3種類の合奏用アコーディオンがトンボ楽器より発売される
3. 教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門が開催され、合奏用アコーディオンの音域が案として示される

1950（昭和25）年7月にトンボ楽器から3種類の合奏用アコーディオンが発売されることは決まっており、その宣伝も兼ねて『教育音楽』で規格についての記事が掲載され、さらに同じ音域が協議会で案として示されたとし唆される。つまり、この3つの出来事が、合奏用アコーディオンが教育現場に導入される契機となったことが明らかになった。

キーワード：小学校学習指導要領、器楽教育、合奏用アコーディオン、リード合奏

1. はじめに

1-1. 研究の背景

アコーディオンは、主に明治期に日本国内の民間で流行した楽器である。その後、大正期にかけ、ややその人気に陰りが見えてきたが、また昭和期のはじめには流行した。アコーディオンは、右手で旋律、左手で伴奏を演奏できるということで、一人で演奏でき、尚且つ曲集などを見ながら独学できる点が流

行した要因であった。

戦後には、1947（昭和22）年の『学習指導要領音楽編（試案）』、そして、1958（昭和33）年の『小学校学習指導要領』の内容にアコーディオンが取り入れられたことで、全国の小学校をはじめとする教育機関で、主に合奏のときに用いる楽器として導入された。このように合奏で用いられるアコーディオンは、通常のアコーディオンにはある左手のベース

* わたなべ さえこ お茶の水女子大学大学院比較社会文化学専攻 博士後期課程
相模女子大学学芸学部子ども教育学科 非常勤講師

部がない、合奏用アコーディオンとしてが主であった^(註1)。

このような戦後の小学校における器楽教育についての研究は多くなされている。榎下 (2019) は、戦前から戦後の器楽教育について、団体の設立、学習指導要領や教科書の内容、そして、楽器産業界や教育行政の動向についても詳細に調査し、学校教育における器楽教育成立までの過程を論じている。また、中地 (2006) も、1947 (昭和 22) 年の『学習指導要領音楽編 (試案)』から、1998 (平成 10) 年の学習指導要領改訂までの小学校と中学校における器楽の内容を、10 年単位の 6 期に区切って検討している。

1-2. 研究目的

本研究では、これらの先行研究を踏まえながら、教育用楽器としてのアコーディオン、特に合奏用アコーディオンが教育現場で用いられるようになった経緯を明らかにするため、1947 (昭和 22) 年の『学習指導要領音楽編 (試案)』から、1958 (昭和 33) 年の『小学校学習指導要領』までの資料を時系列に検討していく。尚、本研究では、基本的には小学校音楽科の内容を対象とするが、扱う資料の中には、中学校や職場での演奏に関する内容を含む場合もある。

本研究で研究対象とする合奏用アコーディオンに関しては、その楽器を最初に発売した楽器店でも、2019 (令和元) 年現在、資料がほとんどなく、発売時期などはっきりしたことが判明していない状況である。そこで本研究では、当時の雑誌記事や広告、文部省の出版物を調査し、合奏用アコーディオンの規格や発売時期、またベース部を付さなかった理由を検討することによって、合奏用アコーディオンが小学校音楽科に導入された経緯を明らかにすることを目的とする。

1-3. 研究方法ならびに研究対象

研究方法としては、資料研究を基本とする。主な研究対象は、以下の 6 点の資料である。

- a. 1950 「特集 教育楽器の規格と選び方—アコーディオン」『教育音楽』第 5 巻第 7 号：28-30.
- b. 1950 「トンボ楽器の傳統を誇る新發賣品 合奏用中型アコーディオン」『楽器商報』第 1 巻第 1 号：36.
- c. 1950 「教育用品標準規格協議會 音樂部會専門委員會經過」『楽器商報』第 1 巻第 4 号：18, 19.
- d. 1954 文部省『リード合奏の手引』東京：教育出版.
- e. 1956 「トンボの合奏楽器に新製品 “ソプラノ・

アコーディオン”』『楽器商報』第 7 巻第 7 号：40.
f. 1958 文部省『教育用楽器基準の解説』東京：大蔵省印刷局 (印刷兼発行).

2. 日本におけるアコーディオン (手風琴)

2-1. 明治期の手風琴

明治期の西洋音楽受容期において、アコーディオンは「手風琴」と呼ばれ、多くの人々に演奏された。当時はオルガンを「風琴」と呼んでいたことから、リードを用いるという点で同じ構造のため、このように呼ばれた。

高田 (1993) は、手風琴のために書かれた曲集や新聞記事、雑誌記事を調査し、明治期の関西での手風琴の流通状況や楽器の構造、演奏曲目、そして手風琴教授所や風琴楽隊についても詳細に検討している。

現在、日本国内で一般的なアコーディオンは、鍵盤式のクロマティック・アコーディオンであるが、明治期に日本国内で流通していた手風琴は、主に明治 20 年代頃よりドイツやイギリスから輸入されたボタン式のダイアトニックの手風琴であった (高田 1993：54)^(註2)。通常の音楽用語では、クロマティックは半音階的、ダイアトニックは全音階的を意味するが、アコーディオンでは、前者が蛇腹を押引きするときに一つの鍵盤やボタンに対し同じ音が出ること、後者は蛇腹を押したときと引いたときに別の音が出ることを表す (渡辺 1993：150)。

このように、明治期に輸入されていたダイアトニックの手風琴は、通常右側に 10 の鍵 (ボタン) があり、その各鍵から 2 種の音が出たが、一の鍵を押さえながら蛇腹を押す、一の鍵を押さえながら蛇腹を引く、というように、演奏者がすべき奏法を表したのが「手風琴譜」であった。渡辺 (2015) では、高田の研究を踏まえ、手風琴の流行に伴い、関西や関東で多く出版された手風琴についての曲集を収集し、計 46 冊の曲集を調査した。その結果、この「手風琴譜」が曲集の大半を占めることが分かった。つまり、これらの曲集は、今まで手風琴や西洋音楽の知識に触れたことのない初学者が独学することを目的としていたので、手風琴の奏法を分かりやすくするために、「手風琴譜」が掲載されていたということが明らかになった (渡辺 2015)。

2-2. 日本国内でのアコーディオン (手風琴) 製造

高田 (1993：59, 61) によれば、明治期にも国産の手風琴を製作する試みはなされていたそうである

が、手風琴は比較的安価な楽器が多く輸入されていたのと、リードを作るのが困難であったので、国産の手風琴メーカーはほとんど衰退した。

昭和初期には、1930（昭和5）年にトンボ楽器^(註3)が手風琴の試作を始め、1931（昭和6）年に手風琴を初めて発売した。この手風琴は、明治期に流行したのと同じ構造で、ボタン式でダイアトニックの手風琴であった（高田 1993：77）。そして、1932（昭和7）年には、トンボ楽器が国産初の本格的なピアノ鍵盤式アコーディオンも製造した（トンボ楽器製作所『百周年記念誌』2017：ページ数記載なし）。また、昭和10年代中頃まで、「手風琴」と「アコーディオン」という呼称が混用されていたが、徐々に「アコーディオン」が定着したとされる（高田 1993：77）^(註4)。その後も、次々と国産アコーディオンが製造されていった。

3. アコーディオンが教育用楽器となるまでの経緯

3-1. 1947（昭和22）年『学習指導要領音楽編（試案）』におけるアコーディオンの記述

戦後、国民学校期の芸能科音楽は、新たに音楽科に改編され、1947（昭和22）年発行の『学習指導要領音楽編（試案）』では、「器楽」が音楽科における必修領域となった（中地 2006：75）。

この『学習指導要領音楽編（試案）』には小学校と中学校に関する内容がまとめられているが、その小学校に関する内容では、各学年で楽器が示され、アコーディオンは、「手風琴」（学習指導要領データベース 国立教育政策研究所）という名称で記載されている。すなわち、「小学校第四学年」（同上）に、「第三学年において使用した楽器のほかに、次のようなものを加える。手風琴」（同上）との記載がある。これは、「第三学年」までに示されたピアノやオルガンなどの楽器に加え、「第四学年」では手風琴を加えるという意味である。

3-2. 小学校における教育用楽器としての認定

本項では、榎下（2019）の第7章の「戦後教育改革期における行政による教育用楽器の普及施策—文部・商工（通産）・大蔵各省と楽器産業界の動向を中心に」（榎下 2019：206-221.）を基に、戦後の教育用楽器に関する動向を概観する。

文部省は、1948（昭和23）年3月2日、「小学校・中学校音楽科器楽指導楽器について」（『文部時報』第849号 1948：27）を都道府県知事および教員養

成校長あてに通達した（同上）。ここには、「ピアノ・オルガン及び合奏楽器は音楽教育上必要かくべからざるもので、小学校・中学校における楽器は学習指導要領音楽編に記載してあるものを別紙編成表参照の上原則として常備することが望ましい」（同上）とあり、アコーディオンは、1947（昭和22）年『学習指導要領音楽編（試案）』と同じく、「小学校四年以上」（同上）の箇所に記載されている。この通達で、アコーディオンは、学校教育における教育用楽器として文部省より認定されたことになる。

さらに、1948（昭和23）年3月29日には「教育用楽器生産計画第一回総合協議会」（宮内 1951：16）^(註5)が開催された。当日は、GHQ、CIE、文部省、大蔵省、商工省、経済安定本部^(註6)、全国楽器製造団体代表者による審議が行われ、その結果、各省が教育用楽器の生産と普及のための施策を行うことになった（榎下 2019：208, 209）。

その後、商工省が1948（昭和23）年に「器楽教育用楽器生産要領」（『生活物資速報』第12号 1948：3-5.）を策定した。このことで、文部省が教育用品として認定した楽器を製造するために、経済安定本部から指示される資材の枠内で、商工省は生産量を立案して文部省に通知し、それを基に楽器製造業者は楽器を製造するという過程が整備された（（同上）及び（榎下 2019：209））。さらに、教育用楽器には教育免税措置がとられることになった（榎下 2019：209, 210）^(註7)。

しかし、このような動向のなかで、粗悪品が出回るようになった。そこで、文部省は、1948（昭和23）年に「教育用楽器審査委員会」を設け、対応をとったが（『教育用楽器基準の解説』1958：23）、これは「楽器会社から出して一つの楽器について審査」（『教育音楽』第4巻第5号 1949：57）するという方法であり、結局は、「お買いになる方々が、一つ一つ吟味して」（同上）購入するしかなかった。そこで、「文部省設置法と通産省の工業規格標準化法とを対照として新しく教育用楽器の標準規格」（『楽器商報』第1巻第3号 1950：29）を制定するため、1950（昭和25）年6月30日、「教育用品標準規格協議会 音楽科部会」（同上）が開催された。楽器の分類ごとに7つの部門に分かれていたが、「ハーモニカ・アツコーデオン部門」（同上、以下「教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門」と表記する）には、委員長として陶野重雄の名が、また委員として真野泰光^(註8)の名が

ある(同上)。真野泰光は、本名は真野市太郎で、1945(昭和20)年にトンボ楽器の二代目社長として就任したが、音楽関係のときには「真野泰光」と名乗っている(トンボ楽器製作所『百周年記念誌』2017: ページ数記載なし)。陶野は、1927(昭和2)年に設立された全日本ハーモニカ連盟に所属した作曲家で、その後、1937(昭和12)年に設立された東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会^(註9)にも参与として参加した人物である。全日本ハーモニカ連盟の会長はトンボ楽器社長の真野市太郎であり、東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会は全日本ハーモニカ連盟の「下部組織のような位置づけ」(檜下 2019: 138)であったことから、陶野もトンボ楽器と関わりのある人物である。

3-3. 『教育音楽』第5巻第7号(1950(昭和25)年)での陶野重雄による合奏用アコーディオンへの提言

『教育音楽』は、1946(昭和21)年12月に発刊された雑誌だが(菅 1999: 120)、その第5巻第7号(1950(昭和25)年)では、特集として「教育楽器の規格と選び方」が組まれている。その中で、3-2. で挙げた、教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門の委員長である陶野重雄が、アコーディオンの規格について提言している(陶野 1950: 28-30.)。

陶野はまず、「アコーディオンが教育用楽器として認められて居るのは、この楽器がハーモニカ同様のリード楽器であつて同様に美しい音色を持ち且演奏し易く携帯にも便利であると云う事からでありましょう」(陶野 1950: 28)と、アコーディオンの音色については、教育用として使用されるのにふさわしい旨を述べている。

しかし、続けて陶野は、この「アコーディオンは元來獨奏に適し」(陶野 1950: 29)ているため、大人数で行う合奏用としては「無駄をもつ楽器」(同上)としている。アコーディオンが、明治期に手風琴として流行したのは、一人で旋律と伴奏を比較的容易に演奏できる点にあるが、それが合奏では必要ないということである。そして、「私達は学校用として或は合奏用として是非バスを持たないアコーディオンを作つて欲しいと業界に御願ひしたいのです」(同上)と、右手の鍵盤部分のみで、ベース部を付さない、合奏を目的とした合奏用アコーディオンを製品化することを提案している。

陶野は、ベース部がなくなれば、その分価格を抑えることができ、なおかつ軽量化できることも利点として挙げている。そして、「バスがなくなつたからと云つても右手の鍵盤によつて和音は勿論出せるのですから伴奏も可能で学校用又は合奏用としては全然不便を感じない」(同上)とし、さらに「右手のみに演奏の力が集中出来る爲演奏もはるかに容易になり、一舉數得と云えるのです」(同上)と、ベース部がないことで、合奏用としては演奏するのに大きな利点があるとしている。

鍵盤数については、「二オクターヴ詰り二五鍵あればよいと思います」(同上)とし、小学生は身体の大きさも考慮して25鍵か27鍵、中学生でも30鍵までで、合奏用としては25鍵で「絶対に充分」(同上)と主張している。そして、合奏用アコーディオンの音域は、「F-F」を希望するとある^(註10)。この記事では、「C」という表記がおそらくC₄だと推測できるので、すなわちF₃-F₅ということであると考えられる。F₃から始める理由としては、「へ調も演奏出来る」(同上)ることと、F₃があることによつて「ト調にとつても便利であ」(同上)ることを挙げている。

さらに陶野は、「尚私は更にその上アコーディオン自體だけでも面白い合奏が出来る様にと次の様な夢を持つて居りますが皆様の御賛同がえられましようか」(陶野 1950: 30)と、アコーディオンだけで合奏するために、ソプラノアコーディオン、アルトアコーディオン、テナールアコーディオン、バスアコーディオン、コントラバスアコーディオンの提案と、その音域についても示している。すなわち、ソプラノアコーディオンは「C-C」^(註11)と書いてあるのでC₄-C₆、アルトアコーディオンは「F-F」^(註12)とあるのでF₃-F₅、テナールアコーディオンは「C-C」^(註13)とあるのでC₃-C₅、バスアコーディオンは「F-F」^(註14)とあるのでF₂-F₄、コントラバスアコーディオンは「C-C」^(註15)とあるのでC₂-C₄であると考えられる。そして、このように広音域をカバーできる合奏用アコーディオンがあることで、「アコーディオンの合奏が出来上るばかりで無く、他の合奏形態例えばハーモニカ合奏の中へ加えると、特にテナール、バス、コントラバス等の低音用アコーディオンは吹きにくい低音ハーモニカに代つて早速にも役立つのではあるまいかと思ひます」(同上)と述べている。そして「最後に何と云つても学校用としては安價であつて數多く購入出来る事が必要ですから、私が提案し

ましたバスなしの学校用合奏用アコーディオンが作られる事を期待し、幸いにして業者によつて製品化されましたら是非御使用下さる様御願ひ致します」(同上)と、合奏用アコーディオンの製品化について強く主張し、締めくくっている。

このように、陶野がここまで合奏用アコーディオンの規格について具体的に述べた背景には、教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門で委員長を務めていたこと、そして、戦前よりトンボ楽器とかかわりがあったことが考えられる。

3-4. 合奏用アコーディオンの発売

3-3. で検討したように、陶野重雄が『教育音楽』第5巻第7号(1950(昭和25)年)で合奏用アコーディオンの規格について提言していたのと同時期に、『楽器商報』第1巻第1号(1950(昭和25)年7月号)では、「合奏用中型アコーディオン」を新製品として、トンボ楽器が広告を掲載している(『楽器商報』第1巻第1号1950:36)^(注11)。

まず、トンボ楽器では、「器楽教育用として小中学生の体質を考慮するときは、リード楽器のポリウムがとかく弱くなる弱点をカバーして効果的な成果を挙げ」(同上)ていたとし、小学校や中学校での器楽教育で使用するためにアコーディオンを製作していたことが分かる。そして、「豫期以上の好成績を得たので、これらの学生、生徒を対象とした合奏用中型アコーディオンを新発売するに至つた」(同上)と、アルトアコーディオン、テナーアコーディオン、バスアコーディオンの3種類の楽器を発売する旨が記載され、「TOMBO TENOR」とあるテナーアコーディオンの写真が掲載されている。さらに「価格の点でも教育用品として実際的使用価値を有し且廉價に供給することを目標に腐心してゐた」(同上)と書いてあり、陶野も言及していた価格についても考慮していたと考えられる。価格は、アルトアコーディオンとテナーアコーディオンの小売価格が6,950円、バスアコーディオンが7,750円とある。

また、いずれも鍵盤数は25鍵で、音域については、音高が記載されていないが、アルトアコーディオンが「FからFまで」、テナーアコーディオンが「CからCまで」、バスアコーディオンが「CからCまで」とある。これは、3-3.の陶野の提言も併せて考慮すると、アルトアコーディオンは F_3-F_5 、テナーアコーディオンは C_3-C_5 、バスアコーディオンは

C_2-C_4 と推測でき、アルトアコーディオンとテナーアコーディオンは陶野の記事と音域が一致し、バスアコーディオンに関しては、陶野がコントラバスアコーディオンとして提案していた音域と一致している。そして、「合奏用としては不必要な左手のバス、キーを略して重量を軽く、廉價にしたもので、小中学校合奏用には最適とされてゐる」(同上)と、まさに陶野の提言通りベース部のない軽量化され廉價な合奏用アコーディオンを製品化し、発売したことになる。この広告の隣には、25鍵で12ベースの「獨奏用中型アコーディオン」(同上)の広告もあることから、トンボ楽器も、合奏用と独奏用の楽器は分けて製品化していたことも分かる。

この『楽器商報』第1巻第1号(1950(昭和25)年7月号)は創刊号であるが、奥付に「昭和二十五年七月一日發行」(『楽器商報』第1巻第1号1950:47)とあり、3-3.の『教育音楽』第5巻第7号(1950(昭和25)年)も奥付に「昭和廿五年六月廿五日印刷」(『教育音楽』第5巻第7号1950:117)、「昭和廿五年七月一日發行」(同上)とあることから、ほぼ同時期に発表されたものである。つまり、トンボ楽器が、既にベース部のない合奏用アコーディオンを製品化して、確実に発売することが決定したことを踏まえ、その発売の宣伝も兼ねて、陶野はその規格を記事の中で提言という形で述べたのではないかと考えられる。

3-5. 教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門での規格

さらに、『楽器商報』第1巻第4号(1950(昭和25)年10月号)には、教育用品標準規格協議会音楽科部会での経過が報告されている(『楽器商報』第1巻第4号1950:18,19)^(注12)。ハーモニカ・アコーディオン部門も7月26日に委員会が開催されたとの記載があり、ハーモニカとアコーディオンの規格の案が示された。この記事では、アコーディオンに関しては、音域のみが記されている。アルトアコーディオンは「F-F $\acute{}$ 」、テナーアコーディオンは「C-C $\acute{}$ 」とあり、バスアコーディオンは点の位置が曖昧だが「C」から「C $\acute{}$ 」とあり、3-3.の陶野の提言や3-4.のトンボ楽器の広告を併せて考慮すると、アルトアコーディオンが F_3-F_5 、テナーアコーディオンが C_3-C_5 、バスアコーディオンが C_2-C_4 と考えられる。

つまり、この1950(昭和25)年7月に、トンボ

楽器はベース部が付いていない、アルトアコーディオン、テナーアコーディオン、そしてバスアコーディオンという3種類の合奏用アコーディオンを発売し、それを踏まえた上で、陶野重雄の提言や教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門での規格の提案がなされたということが明らかになった。この後、何度か協議を経てそれぞれの楽器の第一次試案が決定され、それが日本工業規格の原案ともなっていくのである(檜下 2019: 214)^(註13)。

4. 文部省発行の出版物について

4-1. 『リード合奏の手引』(1954(昭和29)年)

4-1-1. 合奏用アコーディオンについての記述

本項では、合奏用アコーディオンが発売されてから文部省が発行した出版物において、合奏用アコーディオンがどのように記載されているのかを中心に検討していく。1951(昭和26)年の『小学校学習指導要領音楽科編(試案)』では、「手風琴(アコーディオン)」という楽器名が示されていない(学習指導要領データベース 国立教育政策研究所)。

その後、文部省は、1954(昭和29)年に『リード合奏の手引』を発行した。「文部省社会教育局長」(寺中 1954: 3)の寺中作雄の序文には、「本書は、青少年の音楽指導の一つとして、器楽合奏のうち、最も容易に実行しうる、ハーモニカを中心とするリード楽器による合奏についての手引き」(同上)であり、「地域音楽グループはもちろん、学校、職場、あらゆる方面の指導者の良き参考書となることと思う」(同上)と記されている。つまり、必ずしも学校教育だけに限定はされていないが、文部省が発行した出版物ということも考慮すると、学校教育での内容でありながら、他の場でも応用できるようになっていると考えられる。さらに、「なお、この本は次の方々の努力によって、世にでたものである」

(同上)とあり、「文部省社会教育局芸術課 小林源治」(同上)に続き、菅原明朝、そして3-3. で挙げた陶野重雄も記載されている。この2名には「作曲家」(同上)と「文部省楽器規格協議委員」(同上)と付されている。内容としては、リード合奏で用いる楽器の種類、そして編成や編曲法、指揮法などについて扱っている。

15ページには、「学校教育法に基く学校の音楽教育に使用する合奏用ハーモニカの種類」(『リード合奏の手引』1954: 15)という表が掲載されているが、

全部で11種類のリード楽器のうち、「アコーディオン属」(同上)として、3. で検討したアルトアコーディオン、テナーアコーディオン、バスアコーディオンが並んでいる。いずれも「ピアノ式 バスボタン無」(同上)とある。

30~34ページには、3種類の合奏用アコーディオンの説明と写真が掲載されている。まず、アルトアコーディオンについての説明があるが、そこでも、ベース部について、「元来アコーディオンは独奏楽器として発達したもので、左手でバス及び和音を奏し、右手で旋律を奏するのですが、これを合奏に利用する場合には当然バスや和音は無くてもよいので、それらを除いたものを選定する事にした」(『リード合奏の手引』1954: 30)とあり、3. で検討してきたように、合奏で用いるときにはベース部がなくてもよいこと、そして、「そのために価格も安くなって」(同上)いる点が述べられている。規格に関しても、3種類とも鍵盤数は25鍵で、音域はいずれも3-4. でトンボ楽器が発売した楽器と一致している(『リード合奏の手引』1954: 31-33.)。

そして、檜下(2019: 273, 274)も指摘しているが、アコーディオンの楽器の写真には、それぞれ「TOMBO ALTO」(『リード合奏の手引』1954: 31)、「TOMBO TENOR」(『リード合奏の手引』1954: 32)、「TOMBO BASS」(『リード合奏の手引』1954: 33)とあり、トンボ楽器の社名は明示されていないが、トンボ楽器の合奏用アコーディオンであることは明白である。さらに、ハーモニカの写真も、「日本楽器との比較の必要がない限りはすべてトンボ楽器製の楽器の写真が用いられている」(檜下 2019: 273)というように、基本的にはトンボ楽器製の楽器が写真として用いられている^(註14)。

この点について、檜下(2019: 274, 275)は、前述した陶野重雄、そして同じく序文において名前が挙がっている作曲家の菅原明朝という、この『リード合奏の手引』の執筆者の存在に注目している。

3-2. で述べたように、陶野重雄はトンボ楽器と関わりのある人物であったが、作曲家の菅原明朝も、トンボ楽器が設立を主導した全日本ハーモニカ連盟と関係が深い人物であり、トンボ楽器に近い人物であったことを檜下は指摘している(檜下 2019: 274, 275)。また、トンボ楽器の二代目社長である真野市太郎は、菅原に師事していたとの記載もある(トンボ楽器製作所『百周年記念誌』2017: ページ数記載なし)。このことから、この『リード合奏の手引』

では、1950（昭和25）年に発売された3種類の合奏用アコーディオンをはじめとするトンボ楽器の製品を主として掲載していたと考えられる。

4-1-2. ソプラノアコーディオンとコントラバスアコーディオン

もう一つ着目したいのが、前述の3種類以外の合奏用アコーディオンの存在である。3-3. で陶野は、アルトアコーディオン、テナーアコーディオン、バスアコーディオンの他に、ソプラノアコーディオンとコントラバスアコーディオンの製品化についても言及していた。そして、この『リード合奏の手引』においても、「リード合奏楽器の将来」（『リード合奏の手引』1954：54-57.）で、「なおアコーディオンについても合奏用のものはいずれも25鍵の小型であるし、また音域としても3種以外にもっと音の高いソプラノのもの、あるいはもっと音の低いコントラバスアコーディオンは他のリード楽器では得られぬ音域ですから是非欲しいと思います」（『リード合奏の手引』1954：56, 57）とある。

まず、ソプラノアコーディオンについては、『楽器商報』第7巻第7号（1956（昭和31）年7月号）にトンボ楽器の新製品として広告が掲載されている（『楽器商報』第7巻第7号1956：40）。このソプラノアコーディオンは、従来の合奏用アコーディオンより7鍵多く、32鍵である。そして音域は、「 C^1-g^3 」とあるが、これまでの経緯を考慮すると、 C_4-G_6 であると考えられる。つまり、陶野が提言したものより7鍵増えたため、音域も上が G_6 まで広がったが、始まりは C_4 であるので、おおよそ陶野の提案通りといえる。また、このソプラノアコーディオンも、既に発売されている3種類の合奏用アコーディオンと同様にベース部がなく、「演奏も楽器で価格も低廉なもの」（同上）となっている。そして、このソプラノアコーディオンは、「最高級のバスボタン付アコーディオンでなければ持つていない高音までも出せるので、比較的小編成の合奏団の旋律にも可成りのヴォリュームが得られ」（同上）るとし、「リード合奏に新たな精彩を添え、重宝さが認識されて欠くことの出来ない楽器として、発売前から相当人気を呼び各方面から予約されている」（同上）とあることから、教育現場などでも製品化が期待されていたと窺える。

コントラバスアコーディオンが発売された際の広告は、今回見つけられなかったが、『楽器商報』第

9巻第2号（1958（昭和33）年2月号）には、日本楽器からソプラノアコーディオンとコントラバスアコーディオンが発売されたことが告知されている（『楽器商報』第9巻第2号1958：44）ことから、1958（昭和33）年の時点では、5種類の合奏用アコーディオンが揃ったことが判明した。

4-2. 『教育用楽器基準の解説』（1958（昭和33）年）

4-2-1. 合奏用アコーディオンについての記述

『教育用楽器基準の解説』は、『小学校学習指導要領』が1958（昭和33）年10月1日に施行されるのに先駆け、1958（昭和33）年1月15日に文部省より発行された（『教育用楽器基準の解説』1958：奥付）。

アコーディオンに関しては、左のベース部がある「教育用普通アコーディオン」（『教育用楽器基準の解説』1958：98-103.）と、ベース部がない「教育用合奏アコーディオン」（『教育用楽器基準の解説』1958：103-105.）に分けて解説が掲載されている。

「教育用合奏アコーディオン」は、「普通アコーディオンの伴奏音部を省いた型式のアコーディオンで、もっぱら合奏の用に供されるので、この名称をつけた」（『教育用楽器基準の解説』1958：103）と記されている。ベース部があるアコーディオンは、「右手で旋律を奏し、左手で伴奏を奏」（同上）することが難しいという点は、今まで見てきた雑誌記事や出版物と同じだが、さらに「同時にふいごを操作して音の強弱・表現を行うという二重の動作」（同上）が演奏をより難しくしていると、これまであまり言及されてこなかった蛇腹の操作についての記述がある。そして、「アコーディオン演奏のこつは左手にあり、旋律は右手で奏するが、その強弱・表情はみな左手で行うふいごの操作によって作られ、この技術に修練を要するのである」（同上）と、蛇腹の操作が重要である点を述べている。そのため、「左手を自由自在に動かすためには、楽器が軽いことが必要」（同上）とし、ベース部をなくすことで、蛇腹の操作がしやすくなることも利点として挙げている。

これまでは、右手の演奏に集中できる点、また軽量化されて安価になり、さらに小学生でも持ちやすい点がベース部をなくした理由として挙げられていたが、今回、蛇腹の操作で「音の強弱・表現を行う」（同上）という、より音楽的な点にまで言及されていることが興味深い。

4-2-2. 5種類の合奏用アコーディオンの役割

ソプラノアコーディオンからコントラバスアコーディオンまでの5種類の合奏用アコーディオンの製品化についても触れている。その中で、「バス音域以外のものは、わが国独特のもので、1947年学制改革によって器楽教育が音楽教育の中に取り入れられてから、合奏楽器としての要求によって誕生したものである」（『教育用楽器基準の解説』1958：103, 104）^(註15)とされ、1950（昭和25）年7月にトンボ楽器が3種類の合奏用アコーディオンを発売し、陶野がそれについて言及した背景には、小学校などの教育現場での合奏指導における要望があったことが窺える。そして、「こうして、5種類の合奏アコーディオンの出現によって、リード合奏をより完全に、より豊富にすることに成功した」（『教育用楽器基準の解説』1958：104）とあることから、この時点で、ソプラノアコーディオン、アルトアコーディオン、テナーアコーディオン、バスアコーディオン、コントラバスアコーディオンの5種類の合奏用アコーディオンが教育現場で用いられるようになっていたと考えられる。また、このように5種類の合奏用アコーディオンが揃ったことで、「アコーディオンのみの合奏も可能となって、大衆楽器による合奏の分野を著しく拡張することができたのである」（同上）と述べられていることから、3-3. で陶野が要望した「アコーディオン自體だけでも面白い合奏」（陶野 1950:30）が、この時点で実現できるようになっていたことが分かる。

さらに、「合奏アコーディオンを音域によって5種に分けたのは、弦楽合奏が5部に分かれているのに準拠したものである」（『教育用楽器基準の解説』1958：104）とし、合奏用アコーディオンは弦楽合奏に倣っていると記されている。これは、今までにはなかった記述であり、作曲家であった陶野も、この弦楽合奏を念頭に置きながら5種類の合奏用アコーディオンの製品化を提言したのではないかと示唆される。「コントラバスアコーディオンは弦のコントラバス」（同上）、「バスアコーディオンはチェロ」（同上）、「テナーアコーディオンはビオラ」（同上）、「アルトアコーディオンとソプラノアコーディオンはバイオリンにあたる」（同上）と説明されている。

音域、鍵盤数に関しても、アルトアコーディオン、テナーアコーディオン、バスアコーディオンに関しては、トンボ楽器が1950（昭和25）年7月に発売した楽器と、ソプラノアコーディオンに関しても、

トンボ楽器が1956（昭和31）年7月に発売した楽器と一致する（『教育用楽器基準の解説』1958：240）。また、『リード合奏の手引』（1954（昭和29）年）には掲載されていなかったコントラバスアコーディオンの音域も五線譜で示され、 F_1-E_3 、または E_1-E_3 となっており、鍵盤数は25鍵である。（同上）。

このように、この『教育用楽器基準の解説』が出版された時点で、5種類の合奏用アコーディオンが学校教育において用いられることが確立したといえる。そして、同年1958（昭和33）年の『小学校学習指導要領』では、「第4学年」から、「アコーディオンで、簡単な旋律をひく」（学習指導要領データベース 国立教育政策研究所）と、ハーモニカやオルガンとともに児童が演奏する楽器名として、アコーディオンの指導を行うことが明記され、「第5学年」と「第6学年」でも同様に明記された。この『小学校学習指導要領』での記載は、5種類の合奏用アコーディオンが揃い、それらが教育現場に取り入れられるようになったこととも関係があると考えられる。

5. まとめ

今回は、戦後の器楽教育で用いられた合奏用アコーディオンについて、その規格や発売時期を調査し、教育用楽器となった経緯を検討した。その結果、1950（昭和25）年7月の以下の3つの出来事が関連していることが明らかになった。

① 1950（昭和25）年7月に、陶野重雄が『教育音楽』で合奏用アコーディオンの開発とその規格を提言する

陶野は、『教育音楽』第5巻第7号（1950（昭和25）年）において、右手の鍵盤の演奏に集中するため、さらに楽器自体を軽量化するためにベース部をなくすことが重要であると主張していた。そして、リード合奏だけではなく、アコーディオンのみでの合奏も想定し、より広い音域をカバーする5種類の合奏用アコーディオンの製品化もこの時点で提言していた。

② 1950（昭和25）年7月に、合奏用アコーディオンがトンボ楽器より発売される

『楽器商報』第1巻第1号（1950（昭和25）年7月号）では、新製品として、アルトアコーディオン、

テナーアコーディオン、バスアコーディオンという3種類の合奏用アコーディオンが発売される旨が広告として掲載された。広告には、「合奏用としては不必要な左手のバス、キーを略して重量を軽く、廉價にしたもので、小中学校合奏用には最適とされてゐる」(『楽器商報』第1巻第1号1950:36)とあり、陶野が記事の中で述べていたベース部のない合奏用アコーディオンが発売されたことになる。

③ 1950(昭和25)年7月26日に教育用品標準規格協議会音楽科部会ハーモニカ・アコーディオン部門が開催され、合奏用アコーディオンの音域が案として示される

このとき示された音域は、トンボ楽器が7月に発売した3種類の合奏用アコーディオンの音域と一致する。それは、このハーモニカ・アコーディオン部門の委員の中に、トンボ楽器の社長である真野泰光(真野市太郎)、そして委員長として陶野重雄の名があったことが関係していると考えられる。

つまり、1950(昭和25)年7月にトンボ楽器から3種類の合奏用アコーディオンが発売されることは既に決まっており、その宣伝も兼ねて陶野重雄は規格について提言したと示唆される。そして、トンボ楽器より発売された楽器を教育用楽器として販売するため、発売された楽器と同じ音域が協議会で案として示されたと考えられる。すなわち、この1950(昭和25)年7月が、合奏用アコーディオンが教育現場に導入されるという点において、非常に重要な時期であることが明らかになった。そして、これをきっかけとして、合奏用アコーディオンが次第に小学校をはじめとする教育現場で用いられるようになったと想定される。

さらに、この3種類の合奏用アコーディオンの発売後、約6年後の1956(昭和31)年7月に、ソプラノアコーディオンがトンボ楽器から発売され、時期は特定できなかったが、コントラバスアコーディオンも発売されたことで、5種類の合奏用アコーディオンが揃い、小学校をはじめとする教育現場での合奏で大きな役割を果たしたと考えられる。これらの楽器を販売したトンボ楽器では、この当時の資料がほとんど残っていないため、合奏用アコーディオンの規格や発売時期を明らかにしたことは意義があるといえる。

トンボ楽器への取材によると、この後、合奏用ア

コーディオンは27鍵のものが発売され、32鍵のものも発売された。そして、2019(令和元)年11月30日現在、合奏用アコーディオンはトンボ楽器のみが販売しているが、それは、ソプラノアコーディオン、アルトアコーディオン、テナーアコーディオン、バスアコーディオンの4種類で、いずれも27鍵のものと32鍵のものである(トンボ楽器 ウェブサイト)。

最後に、リード合奏との関わりについて述べる。4-1-1. で挙げた『リード合奏の手引』の執筆者の一人である菅原明朝は、1955(昭和30)年度と1956(昭和31)年度の2年間、小学校における器楽指導について研究が行われた文部省初等教育実験学校の群馬県立前橋市立天川小学校で、特に2年目はリード合奏について直接指導している(檜下2019:266)。檜下は、1954(昭和29)年に文部省より発行された『リード合奏の手引』でもリード合奏を推奨している点に着目し、小学校で「リード合奏」が最も適しているという結論は、天川小学校での研究成果としての結論が出る前に、実は既に『リード合奏の手引』が出版された時点で準備されていたと指摘している(檜下2019:261-295.)。つまり、本研究で検討してきた、この『リード合奏の手引』にも掲載されているトンボ楽器の3種類の合奏用アコーディオンが1950(昭和25)年7月に発売されたことも、リード合奏を推し進めるのに大きな役割を果たしたと考えられる。

1958(昭和33)年の『小学校学習指導要領』ではアコーディオンの名称があったが、1968(昭和44)年以降の『小学校学習指導要領』では、楽器名は記されていない^(注16)。

今回は、リード合奏における合奏用アコーディオンの用いられ方については触れなかったが、今後は、実際に合奏された作品を分析することで、さらにこの時代の合奏用アコーディオンの役割について明らかにしていきたい。

注

(注1) 本研究では、左側のボタンについては、渡辺(1993:124)に倣い「ベース部」という名称で統一するが、引用の場合には、その文献の名称に従う。また、合奏用に用いられるベース部がないアコーディオンについては、「合奏用アコーディオン」と統一する。各音域のアコーディオンを示す際には、

基本的には、例えば「ソプラノアコーディオン」というように、「ソプラノ」と「アコーディオン」の間に「・」は付さないで表記するが、引用の場合には、その文献の表記に従う。

（注2）本研究では、引用、参照した文献を示す場合、直前の文献と同じページの場合は「同上」と表記し、ページが変わる場合には、あらためて記す。また引用の際は、送り仮名、旧字体に関して基本的には原文通り記述するが、雑誌名のみ新字体で記載する。

（注3）トンボ楽器の創業者は真野清次郎で、1902（明治35）年に東京市下谷区竹町に玩具業「高陽堂真野商会」を設立したのが始まりである（トンボ楽器製作所『百周年記念誌』2017：ページ数記載なし）。その後、ハーモニカの製造を始め、1917（大正6）年に「トンボ・ハーモニカ製作所」（同上）と社名を改名した。1945（昭和20）年、東京大空襲で工場が全焼したが、戦後もハーモニカやアコーディオンを製造し続けている。現在の社名は「トンボ楽器製作所」であるが、本研究では、「トンボ楽器」と統一する。

（注4）本研究で扱う資料でも、「手風琴」と「アコーディオン」が混同されているほか、「アコーデオン」等の名称も見られる。本研究では、基本的には「アコーディオン」と表記するが、引用の場合はその資料の表記に従うこととする。

（注5）『楽器商報』は、1950（昭和25）年7月に、宮内義雄を主幹として創刊された業界誌である。宮内は戦後、全国楽器製造協会事務局長を務めた人物である（樫下2019：207）。

（注6）経済安定本部とは、第二次世界大戦後の経済復興のために、1946（昭和21）年に設けられた、総合的な経済政策を担った行政機関である。1952（昭和27）年7月に廃止され、経済審議庁に受け

継がれた（平田1986：37）。

（注7）教育免税措置については、樫下（2019：209, 210, 216-219.）に詳述されているので、詳しくはそちらを参照のこと。

（注8）この記事には「真野」とあるが、本研究では「真野」という表記で統一する。

（注9）全日本ハーモニカ連盟と東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会については、樫下（2019：124-157.）を参照のこと。

（注10）本研究では、文字で音高を表す際、中央のC（英語音名）をC₄と表す表記法に従う（『音楽大事典第1巻』1981：491の表3（4））。本研究で使用する範囲でそれを示したのが以下の【譜例】である。また資料により、日本で用いられている一点ハのような形でアルファベットの上に点を用いている表記もあるが、小文字と大文字の区別がない場合もあり、統一された表記法ではないため、音高が曖昧である。そこで、本研究では本文でその旨を記し、本研究の表記法に変換して表記する。

（注11）これと同じ『楽器商報』第1巻第1号（1950（昭和25）年7月号）の表紙の裏の広告に、18鍵の小型バスアコーディオンの記載もある。この18鍵の合奏用アコーディオンについては、ベース部の有無や音域も含めて現在調査中であるため、本文では言及しなかった。

（注12）『楽器商報』第1巻第4号（1950（昭和25）年10月号）では、「音楽部會専門委員會」（『楽器商報』第1巻第4号 1950：18）とあり、さらに「ハーモニカ手風琴部門」（『楽器商報』第1巻第4号 1950：19）となっているが、本研究では3-2.での名称に揃えた。ただし、1-3.のc.及び巻末の記事名はその資料での名称に従った。

（注13）この後の経緯と日本工業規格の審議につ

The image shows a musical staff with a treble clef and a bass clef. Below the staff, there are 12 notes labeled C₁, B₁, C₂, B₂, C₃, B₃, C₄, B₄, C₅, B₅, C₆, and B₆. Each note is represented by a letter with a subscript, and some have dots above them to indicate specific pitch classes. For example, C₁ has three dots above it, B₁ has one dot, C₂ has two dots, B₂ has one dot, C₃ has two dots, B₃ has one dot, C₄ has two dots, B₄ has one dot, C₅ has two dots, B₅ has one dot, C₆ has two dots, and B₆ has one dot.

【譜例】本研究における音高の表し方

（『音楽大事典第1巻』1981：491の表3（4）を参考に筆者作成）

いては、樫下（2019：214-216.）を参照のこと。

（注14）日本楽器は、現在のヤマハ株式会社である。

（注15）この引用の前には、「合奏アコーディオンのバス音域のものは、以前から欧米にもあり、わが国でも早くからあった」（『教育用楽器基準の解説』1958：103）とあるが、この根拠についてはさらに検討が必要であるため、本文では触れなかった。

（注16）例えば、2017（平成29）年告示の『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編』の「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」内の「2 内容の取扱いと指導上の配慮事項」では、第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器の選択肢の一つとしてアコーディオンが挙げられている（文部科学省2018：132）。

引用・参考文献

樫下 達也

2019『器楽教育成立過程の研究』東京：風間書房。
菅 道子

1999「戦後改革期における音楽科の学習構成の展開—雑誌『教育音楽』の内容分析を中心として—」
『教育方法学研究』第25巻：119-127.

高田 知子

1993「明治期の関西における手風琴の流行」『音楽研究（大阪音楽大学音楽研究所年報）』第11巻：53-78.

トンボ楽器製作所

1988『トンボ七十年の歩み』東京：トンボ楽器製作所。（出版年の記載がなかったため、取材時に確認）

2017『百周年記念誌』東京：トンボ楽器製作所。（文献名、出版年の記載がなかったため、取材時に確認）

中地 雅之

2006「戦後器楽教育の展開」音楽教育史学会（編）
『戦後音楽教育60年』東京：開成出版：75-88.

平田 和一

1986「経済安定本部」相賀 徹夫（編集著作、出版者）『日本大百科全書8』東京：小学館：37.

文部科学省

2018『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編』東京：東洋館出版社.

渡邊 佐恵子

2015「手風琴の曲集について—その記譜法を中心

に—」『お茶の水音楽論集』第17号：13-30.

渡辺 芳也

1993『アコーディオンの本』東京：春秋社.

渡 鏡子；蒲生 郷昭；平野 健次

1981「音名」下中 邦彦（編集兼発行人）『音楽大事典 第1巻』東京：平凡社：490-492.

資料（発行年順）

1. 雑誌（執筆者が明記されていないもの）

1948「小学校・中学校音楽科器楽指導楽器について」
『文部時報』第849号：18, 27.

1948「教育用楽器その後の状況」『生活物資速報』
第12号：3-5.

1949「教音報道」『教育音楽』第4巻第5号：57.

1950「奥付」『教育音楽』第5巻第7号：117.

1950「トンボ楽器製作所の広告」『楽器商報』第1
巻第1号：表紙の裏.

1950「トンボ楽器の傳統を誇る新發賣品 合奏用中
型アコーディオン」『楽器商報』第1巻第1号：
36.

1950「奥付」『楽器商報』第1巻第1号：47.

1950「教育用品標準規格協議會 音楽科部會開催」
『楽器商報』第1巻第3号：29.

1950「教育用品標準規格協議會 音楽部會専門委員
會經過」『楽器商報』第1巻第4号：18, 19.

1956「トンボの合奏楽器に新製品 “ソプラノ・ア
コーディオン”」『楽器商報』第7巻第7号：
40.

1958「日楽 合奏用アコ揃う ソプラノ、コントラ
バス発売」『楽器商報』第9巻第2号：44.

2. 雑誌（執筆者が判明しているもの）

陶野 重雄

1950「特集 教育楽器の規格と選び方—アコーディ
オン」『教育音楽』第5巻第7号：28-30.

宮内 義雄

1951「教育用楽器創設當初の回顧」『楽器商報』第
2巻第3号：16-18.

3. 出版物

寺中 作雄

1954「序文」文部省（著作者）『リード合奏の手引』
東京：教育出版：3.

文部省

1954『リード合奏の手引』東京：教育出版.

1958『教育用楽器基準の解説』東京：大蔵省印刷局
（印刷兼発行）.

ウェブサイト

a. 「学習指導要領データベース 国立教育政策研究所」

1947 『学習指導要領音楽編（試案）』（https://www.nier.go.jp/guideline/s22_ejo/index.htm），2019年11月30日最終アクセス。

1951 『小学校学習指導要領音楽科編（試案）』

（https://www.nier.go.jp/guideline/s26_eo/index.htm），2019年11月30日最終アクセス。

1958 「第2章各教科 第5節音楽」『小学校学習指導要領』

（https://www.nier.go.jp/guideline/s33_e/chap2-5.htm），2019年11月30日最終アクセス。

b. 「トンボ楽器製作所」

トンボ合奏アコーディオン

（<http://www.tombo-m.co.jp/accordion/tomboTA/index.html>），2019年11月30日最終アクセス。

謝辞

トンボ楽器製作所の皆様には、大変貴重なお話を伺い、さらに資料をいただきました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。